

下関市立中部学校給食共同調理場学校給食等運搬業務仕様書

1. 業務名 下関市立中部学校給食共同調理場学校給食等運搬業務

2. 業務内容

甲が指示する給食実施日に、下関市立中部学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）で調理する学校給食及びこれに付随する物品を指定した時間に業務対象校に運搬車両で運搬し、給食終了後に物品を調理場に回収する。

また、調理場及び業務対象校の所定場所から運搬車両への物品の積込み及び積下しを行う。

3. 履行期間 令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

4. 実施回数 年間204回程度（履行期間内において204回程度）
ただし、学校行事及びその他の理由により変更することがある。

5. 業務対象校（所在地等は別紙1「運搬対象校（中部学校給食共同調理場）」のとおり）

小学校 養治小学校

中学校 日新中学校 向洋中学校 名陵中学校 山の田中学校
垢田中学校 川中中学校

6. 運搬対象物

給食運搬用コンテナ（幅1,250mm×850mm×高さ1,500mm）を運搬車両1台につき、最大6台積載する。

7. 運行計画

運搬車両4台により、別紙2「運行計画（中部学校給食共同調理場）」のとおり運行とする。

ただし、学校行事及びその他の理由により運行計画を変更することがある。

なお、変更の場合は都度指示する。

8. 業務の指示

業務の実施に際しては、調理場長及び業務対象校の長の指示に従うこと。

9. 業務従事者

(1) 運搬車両1台あたりの業務従事者（以下「従事者」という。）は、2名とする。

- (2) 乙は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、従事者に年1回の健康診断を行うこと。また、甲が実施する月2回の検便検査を受診すること。これにより感染症や食中毒等が疑われる場合には、甲は業務の従事を制限することがある。
- (3) 従事者の欠勤等に備え、前述の条件を満たす代替の従事者を確保しておくこと。
- (4) 乙は、従事者の履歴をあらかじめ甲へ届出すること。
- (5) 従事者が健康上不適と認められる場合又は甲の指示に従わない場合、甲は乙に対し従事者の交替を求めることができる。
- (6) 従事者は、業務にあたり清潔な白衣、帽子、長靴等を着用すること。また、荷台や調理場内への立ち入りに際しては、屋外で未使用の専用の履物を着用すること。また積込み及び積下し業務を実施する際は、手指のアルコール消毒等を行うこと。
- (7) 従事者は、業務開始30分前には車両の点検を終え、いつでも給食物品の積込みを開始できる体制を整えること。
- (8) 業務実施にあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他関係法令を遵守すること。
- (9) 乙は学校給食が教育の一環である事を認識し、従事者に対し以下の事項について必要な教育や研修を実施すること。
 - ア 給食物品の衛生的かつ適切な取り扱いを徹底すること。
 - イ 服装及び態度に十分注意し、学校給食関係者としての品位を保持すること。
 - ウ 交通法規や安全運転の遵守を徹底すること。特に、運搬対象校敷地内における最徐行運行に努め、児童生徒等を巻き込んだ事故並びに敷地内施設の損壊防止等に万全を期すこと。
- (10) 従事者が業務実施にあたり必要となる経費は、検便検査を除き全て乙の負担とする。

10. 運搬車両

業務に使用する運搬車両は、給食の安全性、衛生面に十分配慮し、次のとおりとすること。

- (1) 車両台数 4台
- (2) 車種 普通貨物（事業用）バンボディ型
- (3) 最大積載量等 2,000kg 以内
- (4) 車両装備等

ア 給食運搬用コンテナ（幅1,250mm×850mm×高さ1,500mm）が最大6台積載が可能であること。

- イ ボックス内部に固定ベルト等で給食運搬用コンテナを固定する装備があること。
- ウ ボックス内部の素材が衛生的であること。
- エ ボックス床面の高さは地表から85cm～95cmの範囲とすること。
- オ ボックスのドアはシャッター式後部ドアとする。
- カ 給食運搬用コンテナの積み込み積下し時に使用するアーム式テールゲート昇降装置を装備すること。
- キ 調理場及び業務対象校の配膳室へ搬入搬出が円滑に実施可能であること。
- ク 車両側面に次の表示を入れること。

表示内容：下関市立中部学校給食共同調理場、車番号及び乙の会社名

(5) 車両の管理

- ア 運搬車両は常に清潔かつ衛生的な状態に保つこと。
- イ 運搬車両内部は禁煙とする。
- ウ 業務の円滑な実施のため、常に車両整備を行うこと。
- エ 運搬車両の故障等の発生時においても、代替車両で対応する等業務に支障のないよう必要な措置を速やかに講じること。
- オ 運搬車両は、当該業務以外の目的に使用してはならない。
- カ 乙は運搬車両について、対人賠償、対物賠償とも無制限の自動車保険に加入すること。
- キ 乙は、運搬車両をあらかじめ甲へ届出すること。
- ク 甲は、運搬車両等を随時点検することができる。点検により指摘を受けた不備について、乙は直ちに整備すること。
- ケ 運搬車両の整備や清掃等を含む業務の実施に必要な経費は、全て乙の負担とする。

11. 記録

業務実施日において、乙は、別紙3「給食運搬記録簿」に記録を残し、各月の業務を完了した後、甲に提出すること。

12. 業務遂行の義務

甲が指示する給食実施日において、乙は天災地変を除き、業務を遂行しなければならない。乙は、従業員の争議行為等をもって不可抗力とすることはできない。

13. 業務の検定

乙は、毎月の業務が完了したときは、業務履行届を甲に提出し、検査を受けなければならない。

別紙1 運搬対象校(中部学校給食共同調理場)

	名 称	所 在 地	ホームの有無 及び材質	ホームの高さ	備 考
1	下関市立中部学校給食共同調理場	下関市一の宮住吉二丁目9番8号	セメント製	90cm	コンテナ積
2	下関市立養治小学校	下関市本町二丁目6番1号	なし		コンテナ積
3	下関市立日新中学校	下関市上田中町一丁目15番1号	なし		コンテナ積
4	下関市立向洋中学校	下関市向洋町一丁目14番1号	なし		コンテナ積
5	名陵学園下関市立名陵中学校	下関市丸山町一丁目13番3号	なし		コンテナ積
6	下関市立山の田中学校	下関市山の田本町8番1号	なし		コンテナ積
7	下関市立垢田中学校	下関市大字垢田字笹原1127-6	なし		コンテナ積
8	下関市立川中中学校	下関市伊倉新町四丁目6番1号	なし		コンテナ積

別紙2 運行計画(中部学校給食共同調理場)

運搬

1号車	調理場	(11:15発)	⇒	養治小学校	⇒	名陵中学校	⇒	調理場
2号車	調理場	(11:20発)	⇒	山の田中学校	⇒	調理場	⇒	垢田中学校 ⇒ 調理場
3号車	調理場	(11:20発)	⇒	川中中学校	⇒	調理場		
4号車	調理場	(11:45発)	⇒	日新中学校	⇒	向洋中学校	⇒	調理場

回収

1号車	調理場	(13:15発)	⇒	養治小学校	⇒	名陵中学校	⇒	調理場
2号車	調理場	(13:15発)	⇒	垢田中学校	⇒	調理場	⇒	山の田中学校 調理場
3号車	調理場	(13:15発)	⇒	川中中学校	⇒	調理場		
4号車	調理場	(13:15発)	⇒	向洋中学校	⇒	日新中学校	⇒	調理場

上記の時間は受配校の事情等により15分程度前後することがあります

別紙3 給食運搬記録簿

運搬 { 【調理場】⇒【養治小】⇒【名陵中】⇒【調理場】
 【調理場】⇒【山の田中】⇒【調理場】⇒【塚田中】⇒【調理場】
 【調理場】⇒【川中中】⇒【調理場】
 【調理場】⇒【日新中】⇒【向洋中】⇒【調理場】

回収 { 〔調理場〕⇒〔養治小〕⇒〔名陵中〕⇒〔調理場〕
〔調理場〕⇒〔坂田中〕⇒〔調理場〕⇒〔山の田中〕⇒〔調理場〕
〔調理場〕⇒〔川中中〕⇒〔調理場〕
〔調理場〕⇒〔向洋中〕⇒〔日新中〕⇒〔調理場〕

【 年 月 】 運搬業務会社名:

[illegible]